

仕 様 書

1 貸付物件

| 施設名 | 所在地 | 貸付箇所 | 貸付面積 |
|-----------------------|-------------------|----------------|---|
| 福井県若狭湾 エネルギー研究センター | 敦賀市長谷 64号52番地1 | 交流棟1階 玄関ホール | m ² ①自動販売機 m ² (幅 m × 奥行 m) ②空き容器回収箱 m ² (幅 m × 奥行 m) ※事前に現地確認を行うこと |

※貸付面積には空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

2 自動販売機の設置台数 1台

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(更新なし)

4 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、福井県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

5 貸付料

貸付料は公募により決定した金額とする。

6 必要経費

自動販売機の設置および撤去に必要な経費は設置事業者の負担とする。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とする。設置事業者は光熱水費の使用料を計る専用メーターを自動販売機に設置し、それによる実費を福井県が指定する日までに納入すること。

7 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとすること。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること

8 利用上の制限

契約期間中は次の事項を遵守すること。

ア 入札条件を遵守し、貸付料および光熱水費を期限までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置および管理運営に必要な一切の業務を福井県の承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路については福井県の指示に従うこと。

オ 販売品目は清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。

カ 販売価格は標準小売価格以下の価格とすること。

キ 設置事業者は本件賃借に係る自動販売機の売上金額・売上数量等を、別に指定する期日までに福井県に報告すること。

9 維持管理

契約期間中は次の事項を遵守すること。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する商品の使用済容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

10 毎月の報告

設置事業者は毎月の自動販売機ごとの売上金額・売上数量等を翌月20日までに書面にて福井県に報告すること。

11 自己都合による契約の解除

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除する場合は、3か月前までに書面にて福井県に通知すること。

ただし、この場合契約書に定める違約金を福井県に支払うものとする。

12 貸付場所の返還および原状回復

設置事業者は、契約期間が満了または契約の解除された場合は速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とする。

13 自動販売機設置等に伴う事故

福井県の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

14 商品等の盗難および破損

(1) 福井県の責めに帰することが明らかな場合を除き、福井県はその責を負わない。

(2) 設置事業者は商品および自動販売機が汚損または毀損したときは自らの負担により速やかに復旧しなければならない。